

企年連発第137号の1
平成26年3月31日

厚生年金基金理事長 殿

企業年金連合会
理事長 村瀬 清司
(公印省略)

厚生年金基金・企業年金連合会間における通算措置等に係る業務の取扱いについて

当連合会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、当連合会における中途脱退者等の通算措置に係る業務の取扱いの一部を改めることといたしましたので、別添1「厚生年金基金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱い」及び別添2「企業年金連合会が実施する被保険者記録と中途脱退者の記録との突き合せに係る業務の取扱い」により取り扱われますよう通知いたします（別添2につきましては内容の変更はありません）。

これに伴い、従前の「厚生年金基金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱いについて（平成22年3月18日 企年連発第68号）」については廃止いたします。

別添1

厚生年金基金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱い

第1 基金から連合会への脱退一時金相当額の移換を行う場合の業務の取扱いに関する事項

1 申出手続き

- (1) 厚生年金基金（以下「基金」という。）は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第42条第1項の規定に基づき脱退一時金相当額の移換申出を行う場合は、「厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書（様式第1号（「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて（昭和42年3月28日年企発第20号）の別添「厚生年金基金事務取扱い準則」（以下「準則」という。）で定める様式（以下「準則様式」という。）第47号）」（以下「申出書」という。）に、「厚生年金基金加入員台帳（準則様式第35号）」を添付すること。

なお、記録媒体により移換申出を行う場合は、記録媒体用の申出書に中途脱退者記録を収録した記録媒体を添えて行うこと。

- (2) 上記(1)による申出は、月1回まとめて行うものとし、申出書には、資格喪失年月ごとに記入すること。

2 申出の時期

脱退一時金相当額の移換申出は、原則として、基金の中途脱退者が加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日以後最初に到来する15日までに行うこと。

3 受理通知書の送付

連合会は、脱退一時金相当額の移換申出を受けた日の属する月の翌月上旬（移換申出を受けた日が16日以降の場合は、翌々月上旬）までに、「厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書（様式第2号（準則様式第48号）」及び「厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書（様式第2号付表（準則様式第48号付表）」を、当該申出をした基金に送付する。

4 脱退一時金相当額の移換

基金は、「厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書」に基づき、その通知を受けた日の属する月の末日までに、脱退一時金相当額を連合会に移換すること。

5 中途脱退者への通知

連合会は、基金から脱退一時金相当額の移換が行われた中途脱退者に対し、当該移換を受けた旨を記載した通知書を、当該移換を受けた日の属する月の翌月上旬までに送付する。

第2 連合会から基金への権利義務の移転及び積立金等の移換をする場合の業務の取扱いに関する事項

連合会が給付の支給に関する義務を負っている基金の中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入者等（以下これらを総称して「中途脱退者等」という。）に係る基金への老齢年金給付の支給に関する権利義務（以下「権利義務」という。）の移転並びに平成25年改正法附則第53条第5項に規定する年金給付等積立金、同法附則第54条第1項及び第57条第1項に規定する積立金（以下これらを総称して「積立金等」という。）の移換に関する業務の取扱いについては、次によること。

1 基金の登録及び変更に関する事項

連合会からの権利義務の移転及び積立金等の移換の可否並びに申出方法等について、原則として「登録届兼変更届（厚生年金基金）」により連合会への登録を行うこと。

また、登録した内容に変更があった場合は、速やかに「登録届兼変更届（厚生年金基金）」に変更のあった項目の内容を記入し、右の変更箇所欄に「○」を付して連合会に提出すること。

2 申出手続き

(1) 基金が、前記1の登録時に「基金が中途脱退者等の申出を取りまとめて連合会に申出をする」（以下「基金申出」という。）を選択している場合

中途脱退者等は、基金に対して申出を行い、当該申出を受けた基金は「中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（厚生年金基金）（様式第3号）」を作成し、連合会に権利義務の移転申出及び積立金等の移換申出を行うこと。

(2) 基金が、前記1の登録時に「中途脱退者等が直接連合会に申出をする」（以下「本人申出」という。）を選択している場合

中途脱退者等は、「中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（本人申出）」により、連合会に権利義務の移転申出及び積立金等の移換申出を行うこと。

3 申出の時期

(1) 基金が、前記1の登録時に「基金申出」を選択している場合

中途脱退者等は、基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日

までに基金に権利義務の移転申出及び積立金等の移換申出を行い、当該基金はその申出があった日の翌日以後最初に到来する15日までに連合会に申出を行うこと。

(2) 基金が、前記1の登録時に「本人申出」を選択している場合

中途脱退者等は、基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までに連合会に権利義務の移転申出及び積立金等の移換申出を行うこと。

4 連合会から基金への申出

連合会は、基金及び中途脱退者等から前記2の申出があった場合は、当該申出を受けた日の属する月の翌月上旬（当該申出を受けた日が16日以降の場合は、翌々月上旬）までに、「中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書（基金分）（様式第4号）」に当該中途脱退者等の「厚生年金基金加入員台帳」（当該中途脱退者等が基金の中途脱退者又は解散基金加入員の場合に限る。）と「厚生年金基金加入員台帳（標準報酬額分割改定明細）（準則様式第35号付表）」（第1号改定者及び特定被保険者に係る権利義務の移転の場合に限る。）を添えて、当該中途脱退者等が加入員の資格を取得した基金に権利義務の移転及び積立金等の移換を申し出る。

5 積立金等の移換

連合会は、前記4の申出を行った日の属する月の末日までに、平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金及び積立金等を当該基金に移換する。

第3 申出書等の記入要領に関する事項について

1 「厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書」の記入要領

喪失年月毎に加入員番号を記載し、当該申出に係る脱退一時金相当額の移換申出件数を、申出件数欄に記入すること。

2 「厚生年金基金加入員台帳」（準則様式第35号）の記入要領

(1) 「備考」欄

表面「備考」欄に当該基金の中途脱退者の加入員資格喪失後の住所を記入すること。この場合、同住所に係る郵便番号を同欄左端上部に付記すること。

(2) 「異動原因」欄

「異動原因」欄には「資格取得」「定時決定」「随時改定」「養育特例期間」「資格喪失」「賞与標準給与額の決定」等の異動原因に即して、次のとおり、それぞれコード（数字等）を付すこと。

- ① 資格取得の場合：「1」
- ② 種別変更・定時決定・随時改定及び養育特例期間該当の場合：「3」
- ③ 資格喪失の場合：「4」
- ④ 賞与標準給与額の決定の場合：「S」

(3) 「**16** 老齢年金給付額」欄

脱退一時金相当額のみ移換となるため、基本年金額「0円」と記入すること。

(4) 「**23** 脱退一時金相当額交付の申出の有無」欄及び「**24** 脱退一時金相当額」欄
 「**23** 脱退一時金相当額交付の申出の有無」欄に「有」と記載し、「**24** 脱退一時金相当額」欄に移換する脱退一時金相当額を必ず記載すること。

(5) 「**25** 算定基礎期間」欄

算定基礎期間の月数を必ず記載すること。その際は、以下の取扱いとすること。

- ① 休職又は停職の期間を2分の1とするなど、一定の率を乗ずるなどにより短縮して計算される期間がある場合には、その期間について短縮しないものとして計算した期間を記入すること。
- ② 休職若しくは停職又は掛金等を負担しなかった等の理由により、算定基礎期間から全く除外される期間がある場合には、その期間を除外して計算した期間を記入すること。

(6) 記入不要欄

「**9** 実加入員期間」欄から「**15** 基準加算給与月額」欄までの各欄及び「**17** 現価相当額」欄は記入の必要はないこと。

第4 連合会から基金に移換される年金給付等積立金（基本年金に充てるべき積立金に限る。以下同じ。）の計算に関する事項

1 平成17年3月以前に連合会が基金から支給義務を承継した基本年金について、基金に権利義務移転する場合

次により計算した現価相当額を、当該権利義務移転される基本年金に係る年金給付等積立金とする。

但し、計算過程における政府負担金額は、下記(4)及び(5)②の政府負担金額に0.875を乗じ、1円未満四捨五入した金額を使用する。

(1) 昭和21年4月2日以後に生まれた者

- ① 代行部分の現価相当額（平成17年3月以前の加入員期間）
 代行部分年金額（平成17年3月以前の期間）× 現価率（平成26年厚生労働省告示第99号（以下「平成26年告示」という。）別表第1）
 ※ 端数が生じたときは端数処理をせずにそのままとする。
- ② 代行部分の現価相当額（平成17年4月以降の加入員期間）
 代行部分年金額（平成17年4月以降の期間）× 現価率（平成26年告示別表第2）
 ※ 端数が生じたときは端数処理をせずにそのままとする。
- ③ 代行部分の現価相当額
 ① + ② = 代行部分の現価相当額
 ※ 端数が生じたときは1円未満四捨五入
- ④ 基本年金プラスアルファ部分の現価相当額
 基本年金プラスアルファ部分年金額 × 現価率（連合会規約別表第1）
 ※ 端数が生じたときは1円未満四捨五入
- ⑤ 全体の現価相当額
 ③ + ④ = 現価相当額

(2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者

- ① 代行部分の現価相当額（平成17年3月以前の加入員期間）
 代行部分相当額（平成17年3月以前の期間）× 現価率（平成26年告示別表第1）
 ※ 代行部分相当額 = 代行部分年金額 - 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第84条に規定する負担金（以下「政府負担金」という。）
 ※ 端数が生じたときは端数処理をせずにそのままとする。
- ② 代行部分の現価相当額（平成17年4月以降の加入員期間）
 代行部分相当額（平成17年4月以降の期間）× 現価率（平成26年告示別表第2）
 ※ 端数が生じたときは端数処理をせずにそのままとする。
- ③ 代行部分の現価相当額
 ① + ② = 代行部分の現価相当額
 ※ 端数が生じたときは1円未満四捨五入
- ④ 基本年金プラスアルファ部分の現価相当額
 基本年金プラスアルファ部分年金額 × 現価率（連合会規約別表第1）
 ※ 端数が生じたときは1円未満四捨五入
- ⑤ 全体の現価相当額

$$\textcircled{3} + \textcircled{4} = \boxed{\text{現価相当額}}$$

(3) 第1号改定者及び特定被保険者の代行部分年金額の計算に関する事項

① 改定後の平均標準報酬月額（平成15年3月以前の加入員期間分に限る。）

$$\Sigma [\text{標準報酬月額} \times (1 - \text{改定割合})] / \text{H15.3以前の加入員期間月数}$$

※ {} 及び結果に端数が生じたときは1円未満四捨五入

② 改定後の平均標準報酬額（平成15年4月以降の加入員期間分に限る。）

$$\{ \Sigma [\text{標準報酬月額} \times (1 - \text{改定割合})] +$$

$$\Sigma [\text{標準賞与額} \times (1 - \text{改定割合})] \} / \text{H15.4以降の加入員期間月数}$$

※ {} {} 及び結果に端数が生じたときは1円未満四捨五入

③ 改定後の代行部分年金額

$$\{ \text{改定後の平均標準報酬月額} \times \text{代行乗率} \times \text{H15.3以前の加入員期間月数} +$$

$$\text{改定後の平均標準報酬額} \times \text{新代行乗率} \times \text{H15.4以降の加入員期間月数} \}$$

※ 結果に端数が生じたときは、50円以上100円未満は100円に切上げ、50円未満は切捨て

(4) 政府負担金の計算式

① 昭和15年4月1日以前に生まれた者

ア 平成15年3月以前の加入員期間の政府負担金

$$\left(\begin{array}{l} \text{平成15年3月以前の加入員期間の平均標準報酬月額} \\ \times \frac{10 \sim 8.29}{1000} \times \text{平成15年3月以前の加入員期間} \end{array} \right) -$$

┌ 1円未満 ───┐
┌ 1円未満 ───┐

四捨五入
四捨五入

$$\left(\begin{array}{l} \text{昭和61年3月以前の加入員期間の平均標準報酬月額} \\ \times \frac{10}{1000} \times \text{昭和61年3月以前の加入員期間} \times \frac{8}{10} \end{array} \right) +$$

┌ 1円未満 ───┐
┌ 1円未満 ───┐

四捨五入
四捨五入

$$\left(\begin{array}{l} \text{昭和61年4月以後～平成15年3月以前の加入員期間の平均標準報酬月額} \\ \times \frac{7.5}{1000} \times \text{昭和61年4月以後～平成15年3月以前の加入員期間} \end{array} \right)$$

┌ 1円未満 ───┐
┌ 1円未満 ───┐

四捨五入
四捨五入

$$= \boxed{\text{政府負担金 (平成15年3月以前)}} \cdots (A)$$

イ 平成15年4月以後～平成17年3月以前の加入員期間の政府負担金

$$\begin{array}{l} \text{平成15年4月以後～} \\ \text{平成17年3月以前} \\ \text{の加入員期間の} \\ \text{平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} \times \frac{7.692 \sim 6.377}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以後～} \\ \text{平成17年3月以前} \\ \text{の加入員期間} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} -$$

$$\begin{array}{l} \text{平成15年4月以後～} \\ \text{平成17年3月以前} \\ \text{の加入員期間の} \\ \text{平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} \times \frac{5.769}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以後～} \\ \text{平成17年3月以前} \\ \text{の加入員期間} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} -$$

= 政府負担金（平成15年4月以後～平成17年3月以前） . . . (B)

ウ 平成17年4月以後の加入員期間の政府負担金

$$\begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間の} \\ \text{平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} \times \frac{7.692 \sim 6.377}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} -$$

$$\begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間の} \\ \text{平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} \times \frac{5.481}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} -$$

= 政府負担金（平成17年4月以後） . . . (C)

エ 全加入員期間の政府負担金

(A) + (B) + (C) = 政府負担金（全期間）

② 昭和15年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者

ア 平成15年3月以前の加入員期間の政府負担金

$$\begin{array}{l} \text{昭和61年4月以後～} \\ \text{平成15年3月以前} \end{array} \times \frac{7.771 \sim 7.543}{1000} \times \begin{array}{l} \text{昭和61年4月以後～} \\ \text{平成15年3月以前} \end{array} \text{の加入員期間の平均標準報酬月額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right]$$

$$\begin{array}{l} \text{昭和61年4月以後～} \\ \text{平成15年3月以前} \end{array} \times \frac{7.5}{1000} \times \begin{array}{l} \text{昭和61年4月以後～} \\ \text{平成15年3月以前} \end{array} \text{の加入員期間の平均標準報酬月額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right]$$

= 政府負担金（平成15年3月以前） ……(A)

イ 平成15年4月以後～平成17年3月以前の加入員期間の政府負担金

$$\begin{array}{l} \text{平成15年4月以後～} \\ \text{平成17年3月以前} \end{array} \times \frac{5.978 \sim 5.802}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以後～} \\ \text{平成17年3月以前} \end{array} \text{の加入員期間の平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right]$$

$$\begin{array}{l} \text{平成15年4月以後～} \\ \text{平成17年3月以前} \end{array} \times \frac{5.769}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以後～} \\ \text{平成17年3月以前} \end{array} \text{の加入員期間の平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right]$$

= 政府負担金（平成15年4月以後～平成17年3月以前） ……(B)

ウ 平成17年4月以後の加入員期間の政府負担金

$$\begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間の} \\ \text{平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} \times \frac{5.978 \sim 5.802}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} -$$

$$\begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間の} \\ \text{平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} \times \frac{5.481}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array}$$

$$= \boxed{\text{政府負担金 (平成17年4月以後)}} \dots (C)$$

エ 全加入員期間の政府負担金

$$(A) + (B) + (C) = \boxed{\text{政府負担金 (全期間)}}$$

③ 昭和18年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者

ア 平成17年4月以後の加入員期間の政府負担金

$$\begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間の} \\ \text{平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} \times \frac{5.722 \sim 5.562}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} -$$

$$\begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間の} \\ \text{平均標準報酬額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array} \times \frac{5.481}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成17年4月以後} \\ \text{の加入員期間} \\ \left[\begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right] \end{array}$$

$$= \boxed{\text{政府負担金 (平成17年4月以後)}} \dots (A)$$

イ 全加入員期間の政府負担金

$$(A) = \boxed{\text{政府負担金 (全期間)}}$$

④ 第1号改定者及び特定被保険者の政府負担金の計算に関する事項

第1号改定者及び特定被保険者の政府負担金を算出する平均標準報酬月額と平均標準報酬額については、前記1(3)の①②を用いる。

(5) 坑内員被保険者期間のある加入員の年金給付の現価相当額の計算方法

① 坑内員被保険者期間の計算方法 (全期間坑内員被保険者期間の場合)

ア 昭和61年3月以前の加入員期間 (A期間)

$$A \text{ 期間} \times \frac{4}{3} = (A' \text{ 期間}) \text{ (端数切上げ)}$$

イ 昭和61年4月から平成3年3月までの加入員期間 (B期間)

$$B \text{ 期間} \times \frac{6}{5} = (B' \text{ 期間}) \text{ (端数切上げ)}$$

ウ 平成3年4月以後の加入員期間 (C期間)

② 政府負担金の計算方法

ア 昭和18年4月1日以前に生まれた者

(ア) 平成15年3月以前の加入員期間の政府負担金

$$\left(\begin{array}{l} A \text{ 期間の平均} \\ \text{標準報酬月額} \end{array} \times \frac{10 \sim 7.543}{1000} \times A' \text{ 期間} + \right.$$

$\left. \begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right\} \quad \left. \begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right\}$

$$\begin{array}{l} B \text{ 期間の平均} \\ \text{標準報酬月額} \end{array} \times \frac{10 \sim 7.543}{1000} \times B' \text{ 期間} +$$

$\left. \begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right\} \quad \left. \begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right\}$

$$\left. \begin{array}{l} C \text{ 期間の平均} \\ \text{標準報酬月額} \end{array} \times \frac{10 \sim 7.543}{1000} \times C \text{ 期間} \right) -$$

$\left. \begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right\} \quad \left. \begin{array}{l} \text{1円未満} \\ \text{四捨五入} \end{array} \right\}$

$$\left(\begin{array}{l} \text{A期間の平均} \\ \text{標準報酬月額} \end{array} \times \frac{10}{1000} \times \text{A'期間} \times \frac{7.5}{10} + \right.$$

┌ 1円未満 ─┐ ┌──────────────────┐ ┌ 1円未満 ─┐
四捨五入 ─┘ └──────────────────┘ └──────────────────┘

$$\begin{array}{l} \text{B期間の平均} \\ \text{標準報酬月額} \end{array} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{B'期間} +$$

┌ 1円未満 ─┐ ┌──────────────────┐ ┌ 1円未満 ─┐
四捨五入 ─┘ └──────────────────┘ └──────────────────┘

$$\begin{array}{l} \text{C期間の平均} \\ \text{標準報酬月額} \end{array} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{C期間}$$

┌ 1円未満 ─┐ ┌──────────────────┐ ┌ 1円未満 ─┐
四捨五入 ─┘ └──────────────────┘ └──────────────────┘

$$= \boxed{\text{政府負担金 (平成 15 年 3 月以前)}} \dots (A)$$

(イ) 平成15年4月以後～平成17年3月以前の加入員期間の政府負担金
上記(4)①イ式又は②イ式を準用 \dots (B)

(ウ) 平成17年4月以後の加入員期間の政府負担金
上記(4)①ウ式又は②ウ式を準用 \dots (C)

(エ) 全加入員期間の政府負担金
(A) + (B) + (C) = 政府負担金 (全期間)

イ 昭和18年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者
上記(4)③式を準用

2 平成17年4月以降に連合会が基金から支給義務を承継した基本年金について、基金に権利義務移転する場合

前記1を準用し計算した現価相当額を、当該権利義務移転される基本年金に係る年金給付等積立金とする。

第5 再加入者に係る現価相当額の交付請求に関する事項

企業年金連合会規約（以下「連合会規約」という。）附則第9条の規定に基づく現価相当額の交付請求に関する業務の取扱いについては、次によること。

但し、平成17年9月30日までに中途脱退者が再びもとの基金に加入した場合に限る。

1 現価相当額の交付請求

基金は、現価相当額の交付請求を行う場合、「厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付請求書」により、連合会へ申し出ること。

2 現価相当額交付書の送付

連合会は、請求のあった再加入者に係る現価相当額の計算を行い、「厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付書」に当該再加入者の「厚生年金基金加入員台帳」と「厚生年金基金加入員台帳（標準報酬額分割改定明細）（準則様式第35号付表）」（第1号改定者及び特定被保険者に係る権利義務の移転の場合に限る。）を添えて当該基金へ送付するとともに、当該現価相当額を交付請求のあった月の翌月末日（交付請求のあった日が16日以降の場合は、翌々月末日）までに当該基金に交付する。

第6 支給義務の移転申出及び脱退一時金相当額の移換申出の取消又は訂正に関する事項

連合会への支給義務の移転申出及び脱退一時金相当額の移換申出の取消又は訂正については、次によること。

1 支給義務の移転申出等の取消又は訂正

基金は、支給義務の移転申出及び脱退一時金相当額の移換申出（交付申出の場合を含む。以下同じ。）の内容について取消又は訂正があった場合は、以下のうち、該当する届書により連合会へ届け出ること。

「中途脱退者移転取消届（様式第5号）」

「中途脱退者記録事項訂正届（様式第6号）」

「中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届（様式第6号の2）」

「標準報酬額分割改定対象者訂正届（様式第6号の3）」

なお、支給義務の移転申出及び脱退一時金相当額の移換申出後、基金の中途脱退者の住所が新たに判明した場合は、「中途脱退者住所訂正届（様式第6号の4）」により連合会へ届け出ること。ただし、住所以外の項目を併せて訂正する場合は、「中途脱退者記録事項訂正届（様式第6号）」により届け出ること。

基金は、記録を訂正することにより基本年金額に変更が生じる場合は、当該記録の訂正と併せて、訂正後の基本年金額を記入すること。

2 取消に伴う現価相当額又は脱退一時金相当額の返還

(1) 現価相当額の返還

連合会は、基金が連合会への支給義務移転申出の取消を届け出た場合は、当該支給義務移転申出に基づき既に交付を受けた現価相当額を当該基金に返還する。

なお、現価相当額の交付を受けた日から6月を経過した後に、取消による現価相当額の返還を行う場合は、既に交付を受けた現価相当額に利息を加算した額を返還することとする。

当該利息に相当する額は、次の①と②に定める額を合算し、1円未満四捨五入して得た額とする。

- ① 既に交付を受けた代行部分の現価相当額（千円未満切捨て）に、平成26年告示における現価率の予定利率（返還する日の属する月において適用される予定利率）及び現価相当額の交付を受けた日の属する月の翌月から取消により現価相当額を返還する日の属する月までの月数（以下「移転取消時経過月数」という。）を乗じて得た数を12で除して得た額
- ② 既に交付を受けた基本プラスアルファ部分の現価相当額（千円未満切捨て）に、連合会規約で定める現価率の予定利率（返還する日の属する月において適用される予定利率）及び移転取消時経過月数を乗じて得た数を12で除して得た額

（2） 脱退一時金相当額の返還（通算企業年金の場合）

連合会は、基金が連合会への脱退一時金相当額の移換申出の取消を届け出た場合は、当該移換申出に基づき既に移換された脱退一時金相当額から移換時に適用された連合会規約別表第10に規定する事務費の額を控除して得た額（以下「返還脱退一時金相当額」という。）を当該基金に返還する。

なお、脱退一時金相当額の移換を受けた日から6月を経過した後に、取消による返還脱退一時金相当額の返還を行う場合は、当該返還脱退一時金相当額に利息を加算した額を返還する。

当該利息に相当する額は、既に移換を受けた脱退一時金相当額から当該移換時に適用された連合会規約第60条に規定する事務費の額（以下「事務費の額」という。）を控除した額（千円未満切捨て）に、当該移換時に適用された連合会規約別表第13に規定する予定利率及び脱退一時金相当額の移換を受けた日の属する月の翌月から取消により返還脱退一時金相当額を返還する日の属する月までの月数（以下「移換取消時経過月数」という。）を乗じて得た数を12で除し、1円未満四捨五入して得た額とする。

（3） 脱退一時金相当額の返還（基本加算年金の場合）

連合会は、基金が連合会への脱退一時金相当額の交付申出の取消を届け出た場合は、当該交付申出に基づき既に交付を受けた脱退一時金相当額を当該基金に返還する。

なお、脱退一時金相当額の交付を受けた日から6月を経過した後に、取消による脱

退一時金相当額の返還を行う場合は、既に交付を受けた脱退一時金相当額に利息を加算した額を返還する。

当該利息に相当する額は、既に交付を受けた脱退一時金相当額（千円未満切捨て）に、当該交付時に適用された厚生年金基金連合会規約別表第15に規定する予定利率及び交付取消時経過月数を乗じて得た数を12で除し、1円未満四捨五入して得た額とする。

3 訂正に伴う現価相当額又は脱退一時金相当額の調整

(1) 現価相当額の調整

連合会は、中途脱退者の資格記録等の訂正により現価相当額の調整が行われる場合は、既に交付を受けた現価相当額とその交付日において交付すべきであった現価相当額（以下「訂正後の現価相当額」という。）との差額を当該基金に返還し又は当該基金から交付を受ける。

なお、現価相当額の交付を受けた日から6月を経過した後に、訂正による現価相当額の調整が行われる場合は、既に交付を受けた現価相当額と訂正後の現価相当額との差額に利息を加算した額を返還し又は交付を受けることとする。

当該利息に相当する額は、次の①と②に定める額を合算し、1円未満四捨五入して得た額とする。

- ① 既に交付を受けた代行部分の現価相当額と訂正後の代行部分の現価相当額との差額（千円未満切捨て）に、平成26年告示における現価率の予定利率（調整が行われる日の属する月において適用される予定利率）及び現価相当額の交付を受けた日の属する月の翌月から調整を行うこととなる現価相当額を基金に返還し又は基金から交付を受ける日の属する月までの月数（以下「移転訂正時経過月数」という。）を乗じて得た数を12で除して得た額
- ② 既に交付を受けた基本プラスアルファ部分の現価相当額と訂正後の基本プラスアルファ部分の現価相当額との差額（千円未満切捨て）に、連合会規約で定める現価率の予定利率（調整が行われる日の属する月において適用される予定利率）及び移転訂正時経過月数を乗じて得た数を12で除して得た額

(2) 脱退一時金相当額の調整（通算企業年金の場合）

連合会は、基金から脱退一時金相当額の訂正の届出が行われた場合は、既に移換を受けた脱退一時金相当額と訂正後の脱退一時金相当額との差額を当該基金に返還し又は当該基金からその移換を受ける。

なお、脱退一時金相当額の移換を受けた日から6月を経過した後に、訂正により脱退一時金相当額の調整が行われる場合は、既に移換を受けた脱退一時金相当額と訂正後の脱退一時金相当額との差額に利息を加算した額を返還し又は移換を受ける。

当該利息に相当する額は、既に移換を受けた脱退一時金相当額から事務費の額を控除して得た額と訂正後の脱退一時金相当額から当該額に基づいて算出した事務費の額を控除して得た額との差額（千円未満切捨て）に、当該移換時に適用された連合会規約別表第13に規定する予定利率及び脱退一時金相当額の移換を受けた日の属する月の翌月から調整を行うこととなる日の属する月までの月数（以下「移換訂正時経過月数」という。）を乗じて得た数を12で除し、1円未満四捨五入して得た額とする。

(3) 脱退一時金相当額の調整（基本加算年金の場合）

連合会は、基金から脱退一時金相当額の訂正の届出が行われた場合は、既に交付を受けた脱退一時金相当額と訂正後の脱退一時金相当額との差額を当該基金に返還し又は当該基金からその交付を受ける。

なお、脱退一時金相当額の交付を受けた日から6月を経過した後に、訂正による脱退一時金相当額の調整が行われる場合は、既に交付を受けた脱退一時金相当額と訂正後の脱退一時金相当額との差額に、利息を加算した額を返還し又は交付を受ける。

当該利息に相当する額は、既に交付を受けた脱退一時金相当額と訂正後の脱退一時金相当額との差額（千円未満切捨て）に、当該交付時に適用された厚生年金基金連合会規約別表第15に規定する予定利率及び交付訂正時経過月数を乗じて得た額を12で除し、1円未満四捨五入して得た額とする。

4 調整通知書等の送付

連合会は、基金が支給義務の移転申出及び脱退一時金相当額の移換申出の取消又は訂正の届出を行った場合で、現価相当額及び脱退一時金相当額を返還又は調整する場合にあっては、当該返還先又は調整先である基金に対し、「記録事項訂正処理結果報告書」及び「現価相当額調整通知書（様式第7号）」を取消又は訂正の届出を受けた日の属する月の翌月上旬（届出を受けた日が16日以降の場合は、翌々月上旬）までに送付する。

5 現価相当額又は脱退一時金相当額の返還又は調整の時期

連合会又は基金は、前記4の「現価相当額調整通知書（様式第7号）」に基づき、その通知を受けた日の属する月の末日までに現価相当額及び脱退一時金相当額を返還し又は調整を行う。

6 複数の基金より支給義務の移転を受けている場合の訂正に関する取扱い

複数の基金から支給義務が移転された中途脱退者について、一の基金からの訂正の届出により現価相当額の計算の変更を必要とする生年月日等の訂正が行われた場合、連合会は、前記3～5により、訂正の届出を行った基金のみならず、当該者について支給義

務の移転を行った全ての基金と現価相当額を調整する。

第7 離婚分割対象者の資格記録確認に関する事項

連合会は、法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、対象者リストにより、第1号改定者及び特定被保険者である基金の中途脱退者及び解散基金加入員（以下「離婚分割対象者」という。）について、婚姻期間の標準報酬総額、資格取得年月日及び資格喪失年月日等の確認を行う。

1 基金への資格記録の確認

連合会は、前述の確認において資格記録が相違している場合は、移転申出を行った基金に対して「資格記録確認者一覧・基金回答リストの送付について」、「資格記録確認者一覧・基金回答リスト」（様式第8号）（以下「回答リスト」という。）及び「資格記録（婚姻期間）確認票」（様式第8号付表）（以下「確認票」という。）を送付し、離婚分割対象者の資格記録確認の依頼を行う。

基金は、連合会から資格記録確認の依頼があった場合は、確認票の資格記録を確認の上、回答リストの回答欄の該当する番号に「○」を付すとともに、必要に応じて証拠書類又は「中途脱退者記録事項訂正届（様式第6号）」を添付して連合会に提出すること。

2 離婚分割対象者に係る資格記録訂正等

連合会は、前記1の結果、離婚分割対象者に対する資格記録訂正を行った場合は、当該基金に対し、「記録事項訂正処理結果報告書」及び「現価相当額調整通知書（様式第7号）」（現価相当額の調整があった場合）を訂正の届出を受けた日の属する月の翌月上旬（届出を受けた日が16日以降の場合は、翌々月上旬）までに送付する。

第8 経過措置

平成25年改正法附則第61条に規定する申出並びに同法附則第62条第1項及び第64条第2項に規定する申出の取扱いについては、当該申出に係る廃止前の「厚生年金基金・企業年金連合会間における通算措置等に係る業務の取扱いについて（平成22年3月18日 企年連発第68号）」の別添「厚生年金基金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱い」の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号（準則様式第47号）

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書（記録媒体用）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）
附則第42条第1項の規定により、下記の件数の脱退一時金相当額の移換をMT, FD又はCD-Rを添えて申し出ます。

脱退一時金相当額移換申出（ ）件

平成 年 月 日

基金番号 < >

厚生年金基金の名称及び所在地

厚生年金基金

理事長氏名

企業年金連合会理事長 殿



厚生年金基金加入員台帳

様式第35号

① 厚生年金基金番号		基		② 厚生年金基金加入員番号		CD		③ 加入員名		④ 性別		⑤ 生年月日			
⑥ 基礎年金番号				⑦ 加入員資格取得年月日				⑧ 加入員資格喪失年月日							
入社年月日		みなし加入員資格取得年月日		加算適用開始年月日		みなし加算適用開始年月日									
備考															
事業所	年月日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額 (標準賞与額) 千円	報酬標準給与月額 〔賞与標準給与額〕 千円	加算給与月額 千円	摘要	事業所	年月日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額 (標準賞与額) 千円	報酬標準給与月額 〔賞与標準給与額〕 千円	加算給与月額 千円	摘要
⑨ 実加入員期間	S.61.3以前	月	⑩ 標準報酬月額総計	S.61.3以前	千円	⑪ 標準賞与額総計		⑫ 平均標準報酬額	S.61.3以前	円	⑬ 法第132条第2項に掲げる額	円			
	S.61.4以後 H15.3以前			S.61.4以後 H15.3以前					H15.4以後 H17.3以前	千円		S.61.4以後 H15.3以前		⑭ 加入員期間	月
	H15.4以後 H17.3以前			H15.4以後 H17.3以前					H17.4以後			H15.4以後 H17.3以前		⑭ 基準標準給与額	円
	H17.4以後			H17.4以後								H17.4以後			
	計			計					計			計			
⑮ 基準加算給与月額		円	⑯ 老齢年金給付額		円	⑰ 現価相当額		円	⑱ 政府負担率		3・4	⑲ 老齢年金給付支給義務移転申出年月日			
⑳ 選択一時金支給の有無		有・無	支払年月			㉑ 老齢年金給付額計算基礎算式			政府負担金控除後の額		円	㉒ 備考			
㉓ 老齢年金給付支給の有無		有・無	裁定年月												
㉔ 脱退一時金相当額交付の申出の有無				㉕ 脱退一時金相当額				㉖ 算定基礎期間			処 理 年 月				

厚生年金基金加入員台帳(標準報酬額分割改定明細)

様式第35号付表

①厚生年金 基金番号			②厚生年金基金 加入員番号	CD	③加入員 氏名	④性別	⑤生年 月日	
⑥基礎年金番号								
	I. 婚姻年月日	II. 離婚年月日	III. 改定請求年月日	IV. 改定請求 取消年月日	V. 改定割合	改定対象期間(自)	改定対象期間(至)	備考

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書

厚生年金基金理事長 殿 < >

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第42条第1項の規定により、脱退一時金相当額の移換の申出のあった中途脱退者に係る当該申出を受理しましたので通知します。よって、下記の脱退一時金相当額を本月末までに当連合会に移換してください。

記

基金番号	平成 年 月 申出分		
項目 性別	件 数	移換時年金額 (円)	脱退一時金相当額 (円) (うち、事務費) (円)
男子			()
女子			()
合 計			()

平成 年 月 日

企業年金連合会
理事長

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書

平成 年 月 申出分

基金番号									
加入員番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	取得年月日	喪失年月日	算定基礎期間	移換時年金額 (現価率)	脱退一時金相当額 (うち、事務費)
								() ()	
								() ()	
								() ()	
								() ()	
								() ()	
								() ()	
								() ()	
								() ()	
								() ()	
								() ()	

様式第3号

中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（厚生年金基金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第53条第1項、同条第5項、第54条第1項及び第57条第1項の規定により、下記の者に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転、年金給付等積立金の移換及び積立金の移換の申出を受けましたので申し上げます。

平成 年 月 日

厚生年金基金の名称及び住所

厚生年金基金

理事長氏名

㊞

企業年金連合会理事長 殿

記

基金番号		件数	基礎年金番号		(フリガナ) 加入員氏名	性別	生年月日		加入員の資格取得年月日			移転	移換	
					-----	男 01	昭 5				平 7		1	A
						女 02	平 7						2	B
													3	C
														D
					-----	男 01	昭 5				平 7		1	A
						女 02	平 7						2	B
													3	C
														D
					-----	男 01	昭 5				平 7		1	A
						女 02	平 7						2	B
													3	C
														D
					-----	男 01	昭 5				平 7		1	A
						女 02	平 7						2	B
													3	C
														D
					-----	男 01	昭 5				平 7		1	A
						女 02	平 7						2	B
													3	C
														D

- (注1) 「移転区分」欄は以下から選択し○を付けること
- 1 全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受ける
 - 2 自基金の老齢年金給付の権利義務のみ移転を受ける
 - 3 全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受けない

- (注2) 「移換区分」欄は以下から選択し○を付けること
- A 全ての資産の移換を受ける
 - B 厚生年金基金由来の資産のみ移換を受ける
 - C 確定給付企業年金由来の資産のみ移換を受ける
 - D 全ての資産の移換を受けない

< > 厚生年金基金 厚生年金基金理事長 殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第53条第4項、同条第6項、第54条第2項及び第57条第2項の規定により、請求のあった下記の者に係る年金給付等積立金及び積立金を本月末日に移換します。この者の厚生年金基金加入台帳を別紙のとおり送付します。

平成 年 月 日

企業年金連合会

理事長

記

基金番号	基礎年金番号	加入員氏名	性別	生年月日	加入員資格		年金額 円	政府負担金 控除後の額 円	実加入員 期間 月	積立金等 円	返還事務費 円	積立金等 の区分	算定基礎 期間 月	区分	配 置 区 分	過去勤務		
					取得年月日	喪失年月日										算定基礎額 円	加入員期間 月	年金額 円

24

性別	申出人数	件数	年金額(円)	政府負担金 控除後の額(円)	積立金等(円)	返還事務費(円)
男子		基本 通算企業				
女子		基本 通算企業				
合計		基本 通算企業				

- (注) 1 「基礎年金番号」欄の「*」の符号は、本人申出の者について表示されています。
 2 「区分」欄の「#」の符号は、この者に対して厚生年金基金加入員台帳が添付されています。
 なお、区分欄の「B」の符号は、離婚等により標準報酬額が分割改定された者について表示しています。
 3 「配慮措置区分」欄の「H」の符号は、育児休業配慮措置の該当者について表示しています。
 4 返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。
 5 「積立金等の区分」欄の番号は移換される年金給付等積立金または積立金の種類を表しています。
- A 厚生年金基金の基本年金
 - B 解散した厚生年金基金の代行年金
 - C 厚生年金基金の脱退一時金相当額
 - D 解散した厚生年金基金の残余財産
 - E 確定給付企業年金の脱退一時金相当額
 - F 制度終了した確定給付企業年金の残余財産
 - G 設立事業所の権利義務移転に係る代行年金（解散みなし）

基金番号																		
基礎年金番号	加入員氏名	性別	生年月日	加入員資格		年金額	政府負担金 控除後の額	実加入員 期間	積立金等	返還事務費	積立 基金分 等	算定基礎 額	区分	配 置 等	過去勤務			
				取得年月日	喪失年月日										算定基礎額	加入員期間	年金額	
						円	円	月	円	円		月				円	月	円

中途脱退者移転取消届

基金番号		件数				
加入員番号		基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	移転申出年月
				男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	
取消コード	取消事由					
00	加入員期間10年以上又は20年以上の者	加入員期間	(月)			
01	死亡喪失者	死亡年月日	昭和 平成	年	月	日
02	高齢者	正しい生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日
03	同一基金の設立事業所間異動者	—				
04	年金受給権者	受給権発生年月日	昭和 平成	年	月	日
05	出向者	—				
06	重複移転申出者	基本項目	加入員番号 CD	基礎年金番号	カナ氏名	性別 生年月日
07	移転前再加入者	再加入年月日	昭和 平成	年	月	日
08	一ヶ月未経過者	再加入年月日	昭和 平成	年	月	日
09	その他	事由	()			

*該当する取消コードを○印で囲んで下さい。

*太枠内（基本項目・取消事由）を記載して下さい。

平成 年 月 日

企業年金連合会理事長 殿

厚生年金基金

理事長

印

中途脱退者記録事項訂正届

基金番号	加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月									
訂正前					男 01	明大昭平										
訂正後					男 01	明大昭平	⑮訂正後基本年金額									
訂正後住所	〒															
資格記録の追加・訂正・削除						(船)共該当者に係る訂正			⑦一時金有無	⑩養育特例該当有無						
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共) 該当者	有 1	有 1	
	訂正12						訂正12						22 (船) 該当者	無 2	無	
	削除13						削除13						23 (船) 非該当者			
訂正後		(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)							21 (共) 該当者	有 1	有 1	
	訂正12						訂正12						22 (船) 該当者	無 2	無	
	削除13						削除13						23 (船) 非該当者			
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	太枠の中は変更の有無にかかわらず、すべて記入してください。			
	訂正12						訂正12									
訂正後	削除13						削除13									
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)				
	訂正12						訂正12									
訂正後	削除13						削除13									

平成 年 月 日

企業年金連合会理事長 殿

厚生年金基金

理事長

印

中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届

基金番号	件数	加入員番号		基礎年金番号		氏名	性別	生年月日			
			CD				男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7			

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消 及び 算定基礎期間の追加・訂正											
(該当する項目を○で囲み、金額・月数を記入)											
		追加 (31)		期間 (月数)	訂正 (32)		期間 (月数)	取消 (33)			
訂正前	無	0 円		0ヶ月	有	円	ヶ月	有	円		
訂正後	有	円		ヶ月	有	円	ヶ月	無	0 円		
脱退一時金 相当額の 申出年月	追加 申出年月			/	申出 年月			/	申出 年月		
支給義務の 申出年月	申出 年月			/	申出 年月			/	申出 年月		

28

平成 年 月 日

企業年金連合会理事長 殿

厚生年金基金

理事長

印

標準報酬額分割改定対象者訂正届

基金番号	件数										上段の基本項目の大線の中は変更の有無にかかわらずすべて記入してください。																						
訂正前	①加入員番号					②基礎年金番号					③氏名(カナ)					④氏名(漢字)					⑤性別		⑥生年月日					移転申出年月					
訂正後																					男 01 女 02		明 1 大 3 昭 5 平 7								⑮訂正後基本年金額 円		

訂正前	訂正後	⑪ ⑫ ⑬ 資格記録の追加・訂正・削除					⑪ ⑫ ⑬ 資格記録の追加・訂正・削除					(船)(共)該当者に係る訂正	⑰一時金有無	⑱養育特例該当有無	
		(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)				(年月日)
追加11	訂正12						追加11						21 (共) 該当者	有 1	有 1
	削除13						訂正12						22 (船) 該当者	無 2	無
							削除13						21 (共) 該当者	有 1	有 1
													22 (船) 該当者	無 2	無

分割区分	新規A1	追加A2	(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)
離婚分割						
			改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間
			~	~	~	~

分割区分	新規A1	追加A2	(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)
3号分割						
			改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間
			~	~	~	~

分割区分	離婚・3号	取消A3	(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)

平成 年 月 日

厚生年金基金

企業年金連合会理事長 殿

理事長

印

中途脱退者住所訂正届

基金番号	件数																																													
①加入員番号										②基礎年金番号										③氏名 (カナ)										④性別		⑤生年月日			⑥移転 申出年月		⑦新住所									
																														男 01	昭5															
																														女 02	平7															
																														男 01	昭5															
																														女 02	平7															
																														男 01	昭5															
																														女 02	平7															
																														男 01	昭5															
																														女 02	平7															
																														男 01	昭5															
																														女 02	平7															
																														男 01	昭5															
																														女 02	平7															

30

平成 年 月 日

厚生年金基金

企業年金連合会理事長 殿

理事長

印

現価相当額調整通知書

< > 厚生年金基金理事長 殿

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により現価相当額を調整した結果下記となりましたので通知します。

平成 年 月 日

企業年金連合会

記

理事長

基金番号	加入員番号	基礎年金番号	氏名	種別	現価相当額 交付年月	連合会に交付した現価相当額 (うち、事務費)	正当な現価相当額 (うち、事務費)	調整した現価相当額 (うち、調整事務費)			調整した 年金額	調整した政府負担金 控除後の額	事由	区分	加入員台帳 区分	年金 区分
								差額	利息等	合計						
						円	円	円	円	円	円					

31

項目 性別	件数	年金額(円)	政府負担金 控除後の額 (円)	現価相当額等(円) (うち、調整事務費(円))
男子	基本			
女子	基本			
合計	基本			

- 1 「区分」欄は、次のことを表示しています。
 - (1) 「S」と記載している者は、以下の方法により確認した者です。
 - ① 日本年金機構の裁定記録と突合により確認
 - ② 裁定請求書の審査の際に添付された住民票、戸籍抄本、年金証書(写)、加入員証(写)等により確認
 - ③ 本人の申出の際に添付された住民票、戸籍抄本、年金証書(写)、加入員証(写)等により確認
 - (2) 「T」と記載している者は、以下の理由により連合会で取消の処理を行った者です。
 - ① 基金からの中途脱退者記録の申出、訂正届、再加入交付請求書の提出により、貴基金の規約によると中途脱退者とならない者であることが判明した者です。
 - ② 基金からの中途脱退者記録の申出及び訂正届等の提出により、中脱時算定日の変更となることが判明した者です。
 - (3) 「*」と記載している者は、他の基金から訂正届が提出され、連合会で処理する際に、基金の中途脱退者であることが判明した者です。
 - (4) 「K」と記載している者は、脱退一時金相当額の交付の申出がある者です。
- 2 「調整した現価相当額の利息等」の欄は、2段書きに表示しています。
 - (1) 上段は、調整した現価相当額の利息を算出した時の利率を記載しています。
 - (2) 下段は、調整した現価相当額の利息を記載しています。
- 3 「調整した年金額」及び「調整した政府負担金控除後の額」欄の「#」の符号は、性別及び種別の訂正を行ったことにより現価調整を行った者について表示しています。
- 4 下表欄は、次のことを表示しています。
 - (1) 「件数」欄は、現価相当額に移動のあった者について記載しています。
 - (2) 合計の「現価相当額」欄が「正数」のときは、連合会から基金へ還付します。
 - (3) 合計の「現価相当額」欄が「マイナス」のときは、基金から連合会へ追加交付することになりますので、受託機関へ移換指図を行ってください。
- 5 「年金区分」欄の「N」の符号は、基本加算年金の対象者について表示しています。

様

厚生年金
基金用

中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（本人申出）

申出年月日 平成 年 月 日

企業年金連合会理事長 殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第53条第1項、同条第5項、第54条第1項及び第57条第1項の規定により、企業年金連合会から下記の厚生年金基金への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転、年金給付等積立金の移換及び積立金の移換を申し出ます。

記

1. 基本項目

Table with fields: 基礎年金番号, (713*) 氏名, 生年月日, 性別, 住所, 電話番号, 加入している厚生年金基金（移転・移換先）の基金番号（4桁）, 加入している厚生年金基金（移転・移換先）の名称, 上記の厚生年金基金（移転・移換先）の加入員の資格を取得した年月日

* 基本項目の「基礎年金番号」、「氏名」、「生年月日」、「性別」欄において、あらかじめ記載されている内容に相違がある場合は、訂正してください。
なお、訂正した場合は、証明する書類を添付してください。

Table with 3 columns: 厚生年金基金（移転・移換先）の確認欄, 加入員の資格取得年月日を確認しました, @

2. 企業年金連合会から厚生年金基金へ移転する老齢年金給付（厚生年金基金分）の選択
について
いずれかに○をつけてください。

Table with 3 columns: 全て移転する（ ）， 加入している基金分のみ移転する（ ）， 移転しない（ ）

企業年金連合会から厚生年金基金へ移転できる老齢年金給付（厚生年金基金分）

Table with 2 columns: 企業年金連合会が支給義務を引き継いでいる厚生年金基金の名称, 企業年金連合会から厚生年金基金へ移転できる老齢年金給付の額（見込み額）

3. 企業年金連合会から厚生年金基金へ移換する年金給付等積立金及び積立金（厚生年金基金分）、積立金（確定給付企業年金分）の選択について

(1) 年金給付等積立金及び積立金（厚生年金基金分）の移換について
いずれか一方に○をつけてください。

Table with 2 columns: 移換する（ ）， 移換しない（ ）

ご注意「移換する」には、上記2において「全て移転する」「加入している基金分のみ移転する」選択する必要があります。

企業年金連合会から厚生年金基金へ移換できる年金給付等積立金及び積立金（厚生年金基金分）の額（概算）

Input field for estimated amount of pension benefits to be transferred.

(2) 積立金（確定給付企業年金分）の移換について
いずれか一方に○をつけてください。

Table with 2 columns: 移換する（ ）， 移換しない（ ）

企業年金連合会から厚生年金基金へ移換できる積立金（確定給付企業年金分）の額（概算）

Input field for estimated amount of accumulated funds to be transferred.

厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付請求書

国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)による改正前の厚生年金保険法第161条第1項及び第2項の規定により、下記の者に係る老齢年金給付の現価相当額の交付を請求します。

平成 年 月 日

厚生年金基金の名称及び所在地

厚生年金基金

理事長氏名

印

企業年金連合会理事長殿

記

基金番号		件数		加入員番号		基礎年金番号		氏名	性別	生年月日		再加入年月日	
									男 01	明大昭平	1		
									女 02	明大昭平	3		
									男 01	明大昭平	5		
									女 02	明大昭平	7		
									男 01	明大昭平	1		
									女 02	明大昭平	3		
									男 01	明大昭平	5		
									女 02	明大昭平	7		
									男 01	明大昭平	1		
									女 02	明大昭平	3		
									男 01	明大昭平	5		
									女 02	明大昭平	7		
									男 01	明大昭平	1		
									女 02	明大昭平	3		
									男 01	明大昭平	5		
									女 02	明大昭平	7		
									男 01	明大昭平	1		
									女 02	明大昭平	3		
									男 01	明大昭平	5		
									女 02	明大昭平	7		
									男 01	明大昭平	1		
									女 02	明大昭平	3		
									男 01	明大昭平	5		
									女 02	明大昭平	7		
									男 01	明大昭平	1		
									女 02	明大昭平	3		
									男 01	明大昭平	5		
									女 02	明大昭平	7		

厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付書

厚生年金基金理事長 殿

国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）による改正前の厚生年金保険法第161条第1項及び第2項の規定により、請求のあった下記の者に係る老齢年金給付の現価相当額を本月末日に交付します。なお、この者の加入員台帳を別紙のとおり送付します。

平成 年 月 日

企業年金連合会

理事長

記

加入員番号	基礎年金番号	氏名	種別	加入員資格		実加入員期間	標準報酬月額と標準賞与額の総額	報酬標準給付月額と賞与標準給付額の総額	年金額	政府負担金控除後の額	現価相当額	再加入年月日	区分	配慮措置区分	過去勤務		
				取得年月日	喪失年月日等										算定基礎額	加入員期間	年金額
						月	円	円	円	円	円				円	月	円

項目 性別	件数	年金額(円)	政府負担金 控除後の額(円)	現価相当額(円)
男	基本			
女	基本			
合計	基本			

- (注)
- 「区分」欄について
 - 「K」の符号は、脱退一時金相当額の交付の申出がある者について表示されています。この者に係る年金額及び現価相当額等欄は、2段に記載され、上段は、基本加算年金額（見込額）及び脱退一時金相当額が、下段は基本年金額と基本加算年金額の合計及び現価相当額と脱退一時金相当額の合計がそれぞれ記載されています。
 - 「B」の符号は、離婚等により標準報酬額が分割改定された者について表示しています。
 - 「配慮措置区分」欄の「H」の符号は、養育特例配慮措置の該当者について表示しています。

平成 年 月 日

< >

厚生年金基金 御中

資格記録確認者一覧・基金回答リストの送付について

平素は、当連合会の事業運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、貴基金より連合会に老齢年金給付の支給義務を既に移転した方に対し、日本年金機構より離婚等による標準報酬改定の情報が回付されたため、国と連合会の婚姻期間に係る資格記録を確認したところ、別添のとおり記録に相違がありましたので、ご確認をお願い申し上げます。

記

1. 資格記録の確認方法

「資格記録（婚姻期間）確認票」により資格記録の確認をお願い致します。

2. 確認結果の回答方法

「資格記録確認者一覧・基金回答リスト」を、回答欄の該当番号（1～4）に○をしたうえで連合会へ返送してください。

なお、回答が4の場合は、備考欄に理由の記入を併せてお願い致します。

3. 基金における手続

「資格記録確認者一覧・基金回答リスト」の回答番号の注釈をご覧ください。

【問 合 せ 先】

企業年金連合会 年金サービスセンター
年金記録課 年金記録係
TEL 03-5401-8732

資格記録確認者一覧・基金回答リスト

※下記の加入員は、資格記録（婚姻期間）確認票のとおり婚姻期間における資格記録が相違していました。貴基金で内容確認のうえ、本リストにより連合会へ確認結果の回答をお願いします。

基金番号		基金名称		合計		件		---回答---		---備考---	
項番	基礎年金番号	加入員番号	氏名	生年月日	性別	申出年月	該当番号を○で囲む				
							1	2	3	4	[]
							1	2	3	4	[]
							1	2	3	4	[]
							1	2	3	4	[]
							1	2	3	4	[]

〈回答番号の注釈〉

番号1：資格記録（日本年金機構回付）が正しい場合

- 記録事項訂正届（様式第6号）により連合会管理の資格記録を訂正してください。
- 必要であれば、貴基金で管理している記録も訂正してください。

番号2：資格記録（連合会管理）が正しい場合

- 「対象者リストの資格記録情報の照会について（依頼）」に一覧表および証拠書類を添付のうえ、連合会へ提出してください。

番号3：資格記録（日本年金機構回付）・（連合会管理）双方とも異なる場合

- 記録事項訂正届（様式第6号）とともに、「対象者リストの資格記録情報の照会について（依頼）」に一覧表および証拠書類を添付のうえ、連合会へ提出してください。

番号4：資格記録の確認ができない場合

- 正しい資格記録が判明しない場合、備考欄にその理由を記入してください。

※加入員1人に対して相違する資格記録が複数ある場合で、回答がそれぞれ異なる場合は、該当する番号をすべて○で囲んでください。

資格記録（婚姻期間）確認票

基金番号		基金名称		第一号改定者（特定被保険者）情報		氏名		生年月日		性別	
基礎年金番号		加入員番号		氏名		生年月日		性別			
----- 資格記録（連合会管理） -----				----- 資格記録（日本年金機構回付） -----							
---- <第一号改定者（特定被保険者）の資格記録> ----				-- <改定対象期間（特定期間）にかかる資格記録> --							
項番	異動年月日	種別	原因	標準報酬額 (千円)	申出年月	項番	異動年月日	種別	原因	標準報酬額 (千円)	標準報酬額 (千円)

(注) 資格記録（日本年金機構回付）は、日本年金機構で管理している資格記録のうち、改定対象期間（特定期間）を表示しています。
 <改定対象期間（特定期間）にかかる資格記録>は、連合会で管理している資格記録のうち、改定対象期間（特定期間）にかかる資格記録を抜き出して表示しています。
 項番の「*」の符号は、連合会管理と日本年金機構回付との資格記録が相違していることを表しています。
 資格記録（日本年金機構回付）の項番がblankの場合は、基金番号が確定できなかった資格記録を参考のために表示しています。

企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（厚生年金基金）

基金番号	
基金名称	

項目	内容	変更箇所
基金名称	(フリガナ) -----	
総幹事受託機関(資金決済業務を委託している受託機関)の名称		
連合会から権利義務の承継をできるか否か	<input type="checkbox"/> 承継できる <input type="checkbox"/> 承継できない	
連合会から権利義務の承継をできる場合	<input type="checkbox"/> 全ての者を承継できる <input type="checkbox"/> 自基金の再加入者のみ承継できる	
連合会から積立金等の移換ができるか否か	<input type="checkbox"/> 移換できる <input type="checkbox"/> 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	<input type="checkbox"/> 全ての積立金等を移換する <input type="checkbox"/> 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する <input type="checkbox"/> 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から権利義務を承継する場合の手続き	<input type="checkbox"/> 基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする <input type="checkbox"/> 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

平成 年 月 日

厚生年金基金の名称

理事長名

担当者名	
------	--

別添 2

企業年金連合会が実施する被保険者記録と中途脱退者の記録との突き合せに係る事務の取扱い

第1 基金において中途脱退者の被保険者記録が提供された場合の取扱いに関する事項

- 1 厚生年金基金（以下「基金」という。）において、中途脱退者（抽出基準月の末日時点で企業年金連合会（以下「連合会」という。）への現価相当額の交付が完了している者）の被保険者記録が提供された場合

「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について（平成21年12月25日 年企発1225第2号）」（以下「年金局通知」という。）で定められた「中途脱退者に係る記録調査依頼について（様式第20号）（年金局通知一別紙5）」に「中途脱退者に係る記録調査対象者リスト（様式第20号付表）（年金局通知一別紙5別添）」を添えて、連合会に対して調査依頼を行うこと。

なお、加入員台帳の写し等（原則としてA4サイズとする。以下同じ。）がある場合は、これを添付すること。

- 2 基金からの調査依頼に対する回答

連合会は、基金から前記1の調査依頼があった場合は、「中途脱退者に係る記録調査依頼について（回答）（様式第20号の2）」及び「中途脱退者に係る記録調査対象者リスト（様式第20号付表）（年金局通知一別紙5別添）」により、当該基金に対して調査結果の回答を行う。

- 3 「中途脱退者に係る記録調査対象者リスト（様式第20号付表）（年金局通知一別紙5別添）」の記入要領

基金番号、基金名称及び依頼総件数を記入すること。

また、基金記入欄の加入員番号欄及び申出年月欄には、当該基金で管理する情報を記入し、その他の項目（基礎年金番号、氏名（カナ）、性別、生年月日、資格取得年月日及び資格喪失年月日）には被保険者記録の情報を記入すること。

なお、調査対象者が当該基金に再加入した後、再度中途脱退者として連合会へ移転申出された者である者については、直近の申出年月を記入すること。

第2 実施主体が基金と連合会双方となる者の取扱いに関する事項

- 1 基金の加入員記録の一部について、連合会に支給義務が移転されている場合

「再加入等の履歴を有する加入員記録に係る被保険者記録の提供について（様式第21号）」に「再加入等の履歴を有する加入員記録に係る被保険者記録の提供依頼リスト（様式第21号付表）」（以下「提供依頼リスト」という。）を添えて、連合会に対して調査依頼を行うこと。

- 2 連合会は、前記1の調査依頼があった場合は、「再加入等の履歴を有する加入員記録に係る被保険者記録の提供について（回答）（様式第21号の2）」及び提供依頼リストにより、当該基金に対して調査結果の回答を行う。

なお、連合会に被保険者記録が提供されている者については、被保険者記録を追加で提供する。

第3 連合会から基金への調査依頼に対する回答及び個票の記入に関する事項

1 連合会から基金への調査依頼

連合会は、被保険者記録と連合会が管理する中途脱退者の記録（以下「連合会記録」という。）との突き合せを行った結果、記録が一致しない場合は、「中途脱退者に係る記録の不一致の調査依頼について（様式第22号）」に「連合会と国（厚生年金保険）の年金記録の不一致確認・回答票（個票）（様式第22号付表1又は2）」（以下「確認・回答票（個票）」という。）を添えて、当該基金に対して調査依頼を行う。

2 調査依頼に対する回答

連合会から前記1の調査依頼を受けた基金は、当該連合会記録について年金局通知の第1の2に準じて必要な調査を行い、その結果に基づいて「中途脱退者に係る記録の不一致の調査依頼について（回答）（様式第22号の2）」（以下「調査依頼回答」という。）及び「確認・回答票（個票）」に必要事項を記入し、必要に応じて「中途脱退者記録事項訂正届（様式第6号）」（以下「訂正届」という。）等や証拠書類等を添えて、連合会に提出すること。

3 「確認・回答票（個票）」の記入

- (1) 基本項目（基礎年金番号、氏名（カナ）、性別及び生年月日）のみが不一致である場合又は資格記録（期間及び報酬）が不一致であって連合会記録が被保険者記録よりも期間が短い・報酬が低い場合（様式第22号付表1）

基金は、調査結果に応じて「基金（事業主）への調査依頼（回答）」欄のいずれかにレ点を付すこと。その際、連合会記録が適正な場合又はどちらが適正か不明な場合はその事由も記入すること。

なお、事業主への照会を実施した場合は、「基金（本人等）への調査依頼 [再]（回答）」欄により補足すること。

- (2) 資格記録が不一致であって連合会記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合（様式第22号付表2）

基金は、調査結果に応じて「基金（事業主）への調査依頼（回答）」欄のいずれかにレ点を付すこと。その際、連合会の記録が適正な場合又はどちらが適正か不明な場合はその事由も記入すること。

なお、事業主への照会を実施した場合は、「基金（本人等）への調査依頼 [再]（回答）」欄により補足すること。

また、被保険者記録が適正であるが、年金額は従前どおり（以下「従前額保障」という。）とする場合は、「被保険者記録が適正」と「資格記録訂正不要（従前額保障）」にそれぞれレ点を付すこと。

なお、従前額保障の対象となる記録については、連合会に対して訂正の届出を行う必要はなく、また、連合会と当該基金との間で現価相当額の調整は行わない。

第4 連合会から基金への再調査依頼に対する回答及び「確認・回答票（個票）」の記入に関する事項

1 連合会から基金への再調査依頼

連合会は、基金より「連合会の記録が適正」又は「どちらが適正か不明」との回答を受け、連合会から日本年金機構へ調査依頼を行った結果、「被保険者記録が適正」との回

答があった場合は、「中途脱退者に係る記録の不一致の調査依頼について(様式第22号)」に「確認・回答票(個票)」を添えて、当該基金に対して再調査依頼を行う。

2 再調査依頼に対する回答

連合会から前記1の再調査依頼を受けた基金は、当該連合会記録について年金局通知の第1の2に準じて必要な調査を行い、その結果に基づいて調査依頼回答及び「確認・回答票(個票)」に記入し、必要があれば訂正届等や証拠書類等を併せて連合会に提出すること。

3 「確認・回答票(個票)」の記入

(1) 基本項目のみが不一致である場合又は資格記録が不一致であって連合会記録が被保険者記録よりも期間が短い・報酬が低い場合(様式第22号付表1)

基金は、調査結果に応じて「基金(本人等)への調査依頼[再](回答)」欄のいずれかにレ点を付すこと。その際、連合会の記録が適正な場合はその事由も記入すること。

(2) 資格記録が不一致であって連合会記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合(様式第22号付表2)

基金は、調査結果に応じて「基金(本人等)への調査依頼[再](回答)」欄のいずれかにレ点を付すこと。その際、連合会の記録が適正な場合又はどちらかが適正か不明な場合はその事由も記入すること。

また、被保険者記録が適正であるが、従前額保障とする場合は、「被保険者記録が適正」と「資格記録訂正不要(従前額保障)」にそれぞれレ点を付すこと。

第5 基金に対する記録訂正の届出の勧奨に関する事項

連合会は、資格記録が不一致であって連合会記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合で、再調査依頼に対して当該基金より「連合会の記録が適正」又は「どちらが適正か不明」の回答を受けた場合は、日本年金機構に通知を行う。

その結果、日本年金機構から「被保険者記録が適正」との回答があった場合は、連合会は、「中途脱退者に係る記録の訂正等について(様式第23号)」(以下「訂正勧奨」という。)に「確認・回答票(個票)」を添え、当該連合会記録について当該基金に訂正届等の提出を勧奨する。

当該基金は、連合会からの訂正勧奨に対する回答を「中途脱退者に係る記録の訂正等について(回答)(様式第23号の2)」に「確認・回答票(個票)」を添付して回答すること。その際、「確認・回答票(個票)」の記入にあたっては次によること。

①記録の訂正を行う場合

「訂正届等を添えて回答」にレ点を付し、訂正届等を併せて提出すること。

②従前額保障を行う場合

「資格記録訂正不要(従前額保障)」にレ点を付すこと。

第6 被保険者記録と中途脱退者の記録との突き合せに係る記録訂正の取扱いに関する事項

個票に訂正届を添付する場合は、訂正届の表面右上部余白に朱書きで「**突**」と記入し、通常の訂正届と区分すること。

また、再加入交付請求、基金への権利義務移転又は取消が必要な記録については、第2により連合会へ被保険者記録の提供依頼を併せて行うこと。

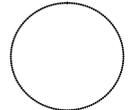
なお、基金において突き合せに係る調査を行った結果、連合会への各種届出が必要な

場合は、別添1「厚生年金基金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱い」に基づいて取扱うこと。

様式第20号
(年金局通知一別紙5)
基 発 第 号
平成 年 月 日

企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

基第 号
厚生年金基金
常務理事



中途脱退者に係る記録調査依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当基金では、厚生年金保険被保険者記録と当基金の加入員記録の突き合せを行っております。

つきましては、突き合せ作業の一環として、日本年金機構から提供された厚生年金保険被保険者のうち、別添の対象者については、貴連合会に老齢年金給付の支給に関する義務を移転している記録が含まれると確認したことから、貴連合会において管理している中途脱退者の記録に対象者が存在するのかわかり調査をお願いします。

敬具

連絡先
郵便番号
所在地
電話番号
担当者 (担当部署)

中途脱退者に係る記録調査対象者リスト

基金番号		基金名称		基金記入欄							総件数		件
項番	基礎年金番号	加入員番号	氏名(カナ)	性別	生年月日	資格取得年月日	資格喪失年月日	申出年月	添付書類の有無	中途脱退の有無		連合会記入欄	
										有	無	備考	
1										有	無		
2										有	無		
3										有	無		
4										有	無		
5										有	無		
6										有	無		
7										有	無		
8										有	無		
9										有	無		
10										有	無		
11										有	無		
12										有	無		
13										有	無		
14										有	無		
15										有	無		
16										有	無		
17										有	無		
18										有	無		
19										有	無		
20										有	無		
21										有	無		
22										有	無		
23										有	無		
24										有	無		
25										有	無		

「添付書類の有無」欄については、加入員台帳の写し等の添付がある場合は*を付す。

様式第20号の2
平成 年 月 日

基金番号 _____

厚生年金基金常務理事 殿

企業年金連合会
年金サービスセンター長
(公印省略)

中途脱退者に係る記録調査依頼について (回答)

先般、貴基金よりご依頼のあった中途脱退者に係る記録の調査が完了しましたので、以下のとおり回答いたします。

中途脱退者記録	件数
有	件
無	件
計	件

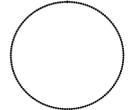
有：当該者の突き合せ実施主体は連合会となり、貴基金での突き合せは不要となります。

無：貴基金で再度調査をお願いします。

様式第21号
基 発 第 号
平成 年 月 日

企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

基第 号
厚生年金基金
常務理事



再加入等の履歴を有する加入員記録に係る被保険者記録の提供について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当基金では、厚生年金保険被保険者記録と当基金の加入員記録の突き合せを行っております。

つきましては、別添の対象者については、当基金で加入員記録を有するため、貴連合会で管理している被保険者記録の提供をお願いします。

敬具

希望する媒体とファイル形式に○印を記入

媒体等選択			
媒体	CD-R	FD	帳票
ファイル形式 (電子媒体選択時)	テキストファイル	エクセルファイル (定型帳票)	

連絡先

郵便番号

所在地

電話番号

担当者 (担当部署)

再加入等の履歴を有する加入員記録に係る被保険者記録の提供依頼リスト

基金番号		基金名称				総件数		件	
基金記入欄							連合会記入欄		
項番	基礎年金番号	加入員番号①※	加入員番号②※	氏名(カナ)	性別	生年月日	追加提供の有無	備考	
1							有 無		
2							有 無		
3							有 無		
4							有 無		
5							有 無		
6							有 無		
7							有 無		
8							有 無		
9							有 無		
10							有 無		
11							有 無		
12							有 無		
13							有 無		
14							有 無		
15							有 無		
16							有 無		
17							有 無		
18							有 無		
19							有 無		
20							有 無		
21							有 無		
22							有 無		
23							有 無		
24							有 無		
25							有 無		

※中脱申出時の加入員番号を①に、中脱申出以降に払い出した加入員番号がある場合は②へ記入してください(複数ある場合は②の列へ続けて記入してください)。

様式第21号の2
平成 年 月 日

基金番号 _____

厚生年金基金常務理事 殿

企業年金連合会
年金サービスセンター長
(公印省略)

再加入等の履歴を有する加入員記録に係る被保険者記録の提供について(回答)

先般、貴基金よりご依頼のあった被保険者記録の提供について以下のとおり回答いたします。

当連合会に被保険者記録が提供されている者については、添付の電子媒体により被保険者記録を追加で提供いたします。

被保険者記録の有無	件数
有	件
無	件
合計	件

様式第22号
平成 年 月 日

基金番号 _____

厚生年金基金常務理事 殿

企業年金連合会
年金サービスセンター長
(公印省略)

中途脱退者に係る記録の不一致の調査依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当連合会では、厚生年金保険被保険者記録と連合会の中途脱退者記録の突き合せを行っており、別添の対象者については資格記録等に不一致があることが確認されました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、別添の中途脱退者に係る記録の不一致について調査をお願いします。

敬具

調査依頼件数	件
--------	---

厚 姓名性生 期報
0-0000-00

連合会と国(厚生年金保険)の年金記録の不一致確認・回答票(個票)

出力年月日 _____ ページ _____

連合会-重複厚年番号		

基金番号	基金名称	加入員番号	状態区分
(連合会記録)	基礎年金番号 氏名(カナ) 姓 名	生年月日 性別	国-年金証書番号 受発年月 失権年月
(被保険者記録)			

* : 国の被保険者記録と連合会の記録が相違している箇所 @ : 国の被保険者記録と連合会の記録が相違していたが、相違の事由が判明した箇所(確認は不要です。)
この帳票に表示された被保険者記録は平成 年 月時点の記録であるため、当該年月以降に更新があった場合でも情報は反映されません。
() 年金事務所 ()

《--連合会記録--》					《--被保険者記録--》					《--連合会記録--》					《--被保険者記録--》					国-重複 取消元番号	
年月日/基金	種別	原因	標準報酬	月数	年月日/基金	種別	原因	標準報酬	月数	年月日/基金	種別	原因	標準報酬	月数	年月日/基金	種別	原因	標準報酬	月数		

<input type="checkbox"/> 基金(事業主)への調査依頼(回答) <input type="checkbox"/> 連合会の記録が適正 (証拠書類があれば添付して回答) 事由 _____ <input type="checkbox"/> どちらが適正か不明 事由 _____ <input type="checkbox"/> 被保険者記録が適正 ・基金 → 訂正届等を添えて回答 ・事業主 → 証拠書類を添えて回答	<input type="checkbox"/> 日本年金機構への調査依頼(回答) <input type="checkbox"/> 連合会の記録が適正 (訂正結果を添えて回答) <input type="checkbox"/> 被保険者記録が適正	<input type="checkbox"/> 基金(本人等)への調査依頼[再](回答) <input type="checkbox"/> 連合会の記録が適正 (証拠書類を添えて回答) 事由 _____ (基金のみ)いずれかに○印をつけてください。 ・事業主が国・基金へ行った届出の様式 複写式・単票式・不明 <input type="checkbox"/> 被保険者記録が適正 ・基金 → 訂正届等を添えて回答 ・本人等 → 証拠書類を添えて回答	<input type="checkbox"/> 日本年金機構への通知(回答) <input type="checkbox"/> 連合会の記録が適正 (訂正結果を添えて回答)	最終結果 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 処理中
---	---	--	---	---

連合会と国(厚生年金保険)の年金記録の不一致確認・回答票(個票)

基金番号	基金名称	加入員番号	状態区分
	基礎年金番号 氏名(カナ) 姓、名	生年月日 性別	国一年金証書番号
(連合会記録)			-
(被保険者記録)			-

出力年月日	ページ
	連合会一重複厚年番号

*：国の被保険者記録と連合会の記録が相違している箇所 @：国の被保険者記録と連合会の記録が相違していたが、相違の事由が判明した箇所(確認は不要です。)
この帳票に表示された被保険者記録は平成 年 月時点の記録であるため、当該年月以降に更新があった場合でも情報は反映されません。
() 年金事務所 ()

《--連合会記録--》					《--被保険者記録--》					《--連合会記録--》					《--被保険者記録--》					国一重複 取消元番号	
年月日/基金	種別	原因	標準報酬	月数	年月日/基金	種別	原因	標準報酬	月数	年月日/基金	種別	原因	標準報酬	月数	年月日/基金	種別	原因	標準報酬	月数		

<p>□基金(事業主)への調査依頼(回答)</p> <p>□連合会の記録が適正 (証拠書類があれば添付して回答)</p> <p>事由 <input type="text"/></p> <p>□どちらが適正か不明</p> <p>事由 <input type="text"/></p> <p>□被保険者記録が適正</p> <p>・基金→□訂正届等を添えて回答 □資格記録訂正不要(従前額保障)</p> <p>・事業主→証拠書類を添えて回答</p>	<p>□日本年金機構への調査依頼(回答)</p> <p>□連合会の記録が適正 (訂正結果を添えて回答)</p> <p>□被保険者記録が適正</p>	<p>□基金(本人等)への調査依頼[再](回答)</p> <p>□連合会の記録が適正 (証拠書類があれば添付して回答)</p> <p>事由 <input type="text"/></p> <p>(基金のみ)いずれかに○印をつけてください。</p> <p>・事業主が国への届出誤りを認めているか いる・いない・不明</p> <p>・事業主が国・基金へ行った届出の様式 複写式・単票式・不明</p> <p>□どちらが適正か不明</p> <p>事由 <input type="text"/></p> <p>□被保険者記録が適正</p> <p>・基金→□訂正届等を添えて回答 □資格記録訂正不要(従前額保障)</p> <p>・本人等→証拠書類を添えて回答</p>	<p>□日本年金機構への通知(回答)</p> <p>□連合会の記録が適正 (訂正結果を添えて回答)</p> <p>□第三者委員会への勧奨依頼</p> <p>□あつせん→連合会の記録が適正 (訂正結果を添えて回答)</p> <p>□非あつせん→被保険者記録が適正</p>	<p>□基金への訂正届等の提出勧奨(回答)</p> <p>(被保険者記録が適正)</p> <p>□訂正届等を添えて回答</p> <p>□資格記録訂正不要(従前額保障)</p>
---	---	--	--	---

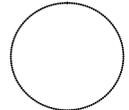
最終結果

終了

処理中

企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

基第 号
厚生年金基金
常務理事



中途脱退者に係る記録の不一致の調査依頼について（回答）

先般、ご依頼のあった調査依頼について以下のとおり回答いたします。

	件数
① 連合会の記録が適正 (原則として証拠書類添付)	件
② 被保険者記録が適正 (必要に応じて訂正届等添付)	件
うち訂正届	件
③ どちらが適正か不明 (関係書類があれば添付)	件
合計 (①+②+③)	件

連絡先 _____

郵便番号 _____

所在地 _____

電話番号 _____

担当者 (担当部署) _____

様式第23号
平成 年 月 日

基金番号 _____

厚生年金基金常務理事 殿

企業年金連合会
年金サービスセンター長
(公印省略)

中途脱退者に係る記録の訂正等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般、別添の対象者の資格記録等の不一致に係る貴基金からの調査結果に基づき、日本年金機構へ通知いたしましたが、被保険者記録が適正との回答がありました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、別添の対象者の記録につきまして訂正届等の提出をお願いします。

なお、訂正を行わず、従前額保障とする場合はその旨お知らせください。

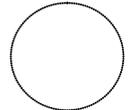
敬具

件数	件
----	---

様式第23号の2
基 発 第 号
平成 年 月 日

企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

基第 号
厚生年金基金
常務理事



中途脱退者に係る記録事項の訂正等について（回答）

先般、ご依頼のあった記録事項の訂正等について以下のとおり回答いたします。

	件数
記録事項の訂正 (訂正届等を添付)	件
従前額保障 (資格記録訂正不要)	件
合計	件

連絡先 _____
郵便番号 _____
所在地 _____
電話番号 _____
担当者（担当部署） _____